

平成20年9月24日(水)開催

総務委員会会議順序

開議時刻 午前10時30分
会議室 総務委員会室

○ 開 会

1 付託事件

- (1) 議案3件(別紙)
- (2) 請願1件、陳情7件(継続分1件、新規分7件)(別紙)

2 協議又は報告事項

- (1) 閉会中の継続調査事件について
 - ・行財政運営の改善合理化について
 - ・私学教育の振興について
- (2) 平成20年度第1回県・市町村防災対策研究協議会の開催について
- (3) 国土利用計画(岡山県計画)の改定について
- (4) その他

○ 次回委員会

・平成20年10月15日(水) 午前10時30分～

○ 閉 会

総務委員会

- 1 議第58号 平成20年度岡山県一般会計補正予算(第2号)
第1条第1項
第2項「第1表歳入歳出予算補正」
歳入全般
第2条「第2表地方債補正」
- 2 議第63号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 3 議第64号 知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

総務委員会請願・陳情一覧表

○継続分 1 件

付託委員会名	総務委員会						執行機関に	
	受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の見 意	送付	回答
陳情第50号 (20.2.4)	備前市三石2722 日本会議岡山顧問 西川 晃男	永住外国人への地方参 政権の付与を日本政府 に求める意見書を採択 しないよう求めること について						

○新規分 7 件 (請願1件、陳情6件)

付託委員会名	総務委員会						執行機関に	
	受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の見 意	送付	回答
請願第12号 (20.9.8)	岡山市蕃山町4-5岡 山繊維会館421号室 日本会議岡山 会長 平沼 赳夫 外1名	天皇陛下御即位20年奉 祝行事開催について	蓮岡					
陳情第67号 (20.8.4)	岡山市石関町2-1 岡山県私学協会 会長 佐藤 元信	私学助成に関する意見 書の提出について						
陳情第68号 (20.8.18)	岡山市今2-2-1 岡山県市町村振興 センター3階 岡山県市長会 会長 井手 紘一郎	新たな過疎対策法の制 定に関する意見書の提 出について						
陳情第69号 (20.8.26)	岡山市今2-2-1 岡山県町村会 会長 重森 計己	新たな過疎対策法の制 定に関する意見書の提 出について						
陳情第74号 (20.9.8)	岡山市石関町2-1 岡山県私学協会 会長 佐藤 元信 外5団体	岡山県財政構造改革に 対する緊急要望につい て						
陳情第76号 (20.9.8)	岡山市大供1-7-1 真実の歴史を学ぶ会 会長 瀬戸 保彦	天皇陛下御即位20年奉 祝行事開催について						
陳情第77号 (20.9.8)	岡山市浜1-2-3 日本をよくする岡山 県民の会 会長 吉田 敏一郎	天皇陛下御即位20年奉 祝行事開催について						

請願・陳情

平成20年9月24日

総務委員会

付託委員会名	総務委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第50号 (20. 2. 4)	備前市三石2722 日本会議岡山顧問 西川 晃男	永住外国人への地方参 政権の付与を日本政府 に求める意見書を採択 しないよう求めること について					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

現在、在日本大韓民国及びその賛同者が、永住外国人地方参政権付与を日本政府に求める意見書を、全国の自治体の議会において採択するよう働きかけている。

そして、事実は確認されていないが、現在のところ全国1,882自治体のうち971(52%)の自治体はその意見書を採択していると彼らは言っている。

しかしながら、地方といえども、参政権を外国人に付与するのは明確に憲法違反である。岡山県においては、このような意見書を提出する議案が上程された場合には、以下の陳情の理由を冷静に判断いただき、安易に採択することなく、慎重審議の上否決されるように求める。

(陳情理由)

- 1 日本国憲法では、参政権を国民固有の権利(第15条第1項)としているが、地方参政権もその自治体の住民が選挙することになっている(第93条第2項)。そして、平成7年2月28日の最高裁判決で「住民とは日本国民を意味する」としている。
- 2 参政権付与に賛成する人々は、同判決の傍論にある「憲法上禁止するものではないと解するのが相当である」との部分を取り上げて最高裁のお墨つきを得たと喧伝しているが、この部分はあくまでも傍論であって主文ではない。この主文では原告(民団団員)の訴えは明確に棄却されている。

3 韓国では平成17年、在韓永住外国人の一部に地方選挙権を認めた。それをもって、相互互惠主義ののっとして日本でも認めるように働きかけがなされているが、昨年の韓国地方選挙で選挙権を得た日本人はわずかに51人である。しかるに我が国には現在永住外国人は約70万人であるので、相互互惠といったものでは決してない。

4 諸外国でも認めていると主張する人々もいるが、もともと一国であったスカンジナビア諸国を中心に統合を理想とするEU等20カ国くらいであり、世界の趨勢ではない。それを我が国に当てはめようというのは、著しく妥当性を欠く。

5 基本的人権であるから、また、納税しているから認めよと言う人々もいるが、では、選挙権のない未成年者には基本的人権はないのか、納税していない低所得者や学生には選挙権は付与されないのか。また、税金とは行政サービスの対価であるから、納税と参政権とは別個の存在である。

6 国政ではないからよいではないか、と言う人々もいるが、地方政治といえども国政に密接に関係しており、教育・治安・安全保障等重要な役割を担っているということは、地方議員の皆様が一番よく御承知のことだと存ずる。

以上のとおりであるので、当該議案がもし上程された場合、事情をよく御認識いただき、慎重審議の上、否決されるよう陳情する。

執行部意見

(企画振興部市町村課)

永住外国人への地方参政権の付与については、基本的には国の立法政策にかかわる事柄であり、現在、国会において「永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案」が継続審議とされていることから、その動向を注視してまいりたい。

付託委員会名	総務委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 見 意	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
請願第12号 (20.9.8)	岡山市蕃山町4-5 岡山繊維会館421号 室 日本会議岡山 会長 平沼 赳夫 外1名	天皇陛下御即位20年 奉祝行事開催について	蓮岡				

〔請願の内容〕

(請願趣旨)

岡山県は、吉備国・高島宮に神武天皇がしばらく御滞在された(記紀)とされており、いにしえより和気清麻呂公、児島高德公など尊皇の志あつい忠義の先人を輩出し、さらには今上陛下姉君順宮厚子内親王の池田家へのみこし入れという御慶事もあり、皇室との御縁、殊のほか深いところである。

近年においては平成12年の地方事情御視察、平成17年の第60回国民体育大会「晴れの国おかやま国体」秋季大会への天皇皇后両陛下の行幸啓を賜り、私たち岡山県民にとって大きな喜びとするところであった。

現在、政府・国会において平成21年11月12日が即位の礼から満20年目に当たることを記念して、この日を臨時祝日とすることが検討されている。このことは改めて皇室のすばらしい歴史と伝統にふれるまた

とない機会であると存ずる。

我が岡山県においても、天皇陛下御即位20年をお喜び申し上げ、幅広く県民各層の祝意をあらわさせていただくために、中央での政府主催奉祝行事とは別に、岡山県を初めとして各市町村において、御即位20年を奉祝する行事を開催いただき、より多くの県民が祝意をあらわすことができる機会をおつくりいただくよう、格別の御理解と御協力を賜るよう衷心よりお願い申し上げます。

(請願事項)

- 1 天皇陛下御即位20年奉祝行事が岡山県を初め各市町村において開催されることを要請する。
- 2 天皇陛下御即位20年をことほぎ、御健勝を祈り奉るため各市町村において奉祝記帳所の設置を要請する。

執行部意見

(総務部総務学事課)

天皇陛下御即位20年に際しては、本年6月、国内の各界を代表する方々の参集の下、「天皇陛下御即位20年奉祝委員会」が設立され、奉祝運動の気運が盛り上がりを見せており、本県からも知事並びに県議会議長が奉祝委員会の代表委員に就任しているところである。

こうした動きの中、国においても、奉祝事業の実施が検討されていくものと思われるが、県としては、今後の国の動きや方針等をみながら、御即位10年の際の対応状況、他県の動向等を見極めた上で、適切に判断し対応してまいりたい。

付託委員会名	総務委員会							
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	執行機関に 対する措置		
						送付	回答	
陳情第67号 (20.8.4)	岡山市石関町2-1 岡山県私学協会 会長 佐藤 元信	私学助成に関する意見 書の提出について						

[陳情の内容]

(陳情理由)

本県の私立高等学校等（高等学校、中学校、小学校及び幼稚園）は、おのおの建学の精神に立脚し、新しい時代に対応する特色ある教育を積極的に展開して、本県の公教育の進展に寄与している。

しかし、御高承のとおり、少子化による生徒数等の大幅な減少の影響等により、私立高等学校等の経営は、いよいよ重大な局面を迎えていると言わざるを得ない。

公教育の将来を考えると、公私相まつの教育体制が維持されてこそ、健全な発展が可能となり、個性化、多様化という時代の要請にもこたえ得るものと考えられる。

そのためには、公立高等学校等に比べてはるかに財政的基盤の脆弱な私立高等学校等に対する助成措置の

充実が必要である。

このことは、各都道府県が所管する事項とはいっても、我が国の将来の発展に密接不可分の関係にある教育の振興に関する事柄であり、国の全面的な財政支援が求められるところである。

現在、政府においては、国と地方の役割を見直し、財政面での地方分権改革を推進中ではあるが、国家百年の大計のため、教育基本法第8条及び教育振興基本計画の趣旨にのっとり、万難を排し、私学助成に係る国庫補助制度が堅持され一層の充実が図られるよう、貴議会での特段の御高配をお願いする。

(陳情事項)

高等学校等に対する私学助成に係る国庫補助制度の堅持及び一層の充実が図られるよう、政府及び国会に意見書を提出していただきたい。

執行部意見

(総務部総務学事課)

地方分権改革については、地方分権改革推進委員会において、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向けて検討されることとなっているが、私学助成に係る国庫補助金の取扱については、現時点では不明である。

いずれにしても、県としては、私学助成の重要性については十分認識しており、極めて厳しい財政状況ではあるが、私学助成に係る国庫補助制度の有無にかかわらず、今後とも努力してまいりたい。

付託委員会名	総務委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第68号 (20.8.18)	岡山市今2-2-1 岡山県市町村振興 センター3階 岡山県市長会 会長 井手 紘一郎	新たな過疎対策法の制 定に関する意見書の提 出について					

[陳情の内容]

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興などに一定の成果を上げたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化は、特に過疎地域において顕著であり、路線バスなどの公共交通機関の廃止や、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃等々、生活・生産基盤の弱体化が進む中、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対し、食糧の供給・水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。

過疎地域は、国民共通の財産であり、国民の心のよりどころとなる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、平成22年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

については、内閣総理大臣を初め、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣に対し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出していただき、新たな過疎対策法の制定について、強力に働きかけられるよう陳情する。

執行部意見

(企画振興部中山間地域振興室)

過疎対策については、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法の制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、国・都道府県・市町村が一体となって各種対策を講じてきた結果、社会基盤等の整備などでは一定の成果をあげている。

しかしながら過疎地域では、若年層の流出による人口減少と高齢化の進行が著しく、集落機能の低下をはじめ、医師不足、生活交通問題や耕作放棄地の増加など様々な課題を抱えている。

こうしたことから、これらの課題に的確に対応するため、引き続き、社会基盤等のハード整備に加えソフト施策を総合的に推進していくための新たな立法措置が必要である。

付託委員会名	総務委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要 旨	紹介議員	採 否	委員会の見 意	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第69号 (20.8.26)	岡山市今2-2-1 岡山県町村会 会長 重森 計己	新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について					

[陳情の内容]

過疎地域の振興対策については、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興などに一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として過疎地域は、人口減少、若年層の流出、高齢化の進行等による地域活力の低下が見られ、公共交通機関の廃止、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活基盤の弱体化が進む中で、財政基盤が脆弱であるなど、いまだ極めて深刻な状況に直面している。また、集落の高齢化などによる集落機能の維持が懸念され、今後、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど新たな課題も生まれている。

一方、過疎地域は、水源の涵養や国土の保全、貴重な文化の伝承、都市にはないゆとりある居住環境など、非常に大切に多面的かつ公共的な機能を有しており、このような機能を国全体で保全していくとともに、未来の世代に引き継ぐ必要がある。

したがって、過疎対策が国家的な課題であることを認識した上で、時代に対応した総合対策を強化充実し、過疎地域の振興が図られるよう、平成22年度を初年度とする新たな過疎対策を充実強化させることが必要である。

については、地方自治法第99条の規定に基づき、内閣総理大臣を初め、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に対し、意見書を提出していただき、新たな過疎対策法の制定について、強力に働きかけられるよう陳情する。

執行部意見

(企画振興部中山間地域振興室)

過疎対策については、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法の制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、国・都道府県・市町村が一体となって各種対策を講じてきた結果、社会基盤等の整備などでは一定の成果をあげている。

しかしながら過疎地域では、若年層の流出による人口減少と高齢化の進行が著しく、集落機能の低下をはじめ、医師不足、生活交通問題や耕作放棄地の増加など様々な課題を抱えている。

こうしたことから、これらの課題に的確に対応するため、引き続き、社会基盤等のハード整備に加えソフト施策を総合的に推進していくための新たな立法措置が必要である。

付託委員会名	総務委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の見 意	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第74号 (20.9.8)	岡山市石関町2-1 岡山県私学協会 会長 佐藤 元信 外5団体	岡山県財政構造改革に 対する緊急要望につい て					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

私立学校の運営は、引き続き教育費の公私間格差、少子化に伴う生徒減少等により、従来にも増して困難な状況に直面している。こうした中、8月27日には岡山県財政構造改革プラン(素案)が発表され、一段と厳しい事態に陥ることが予測される。

このような状況の中で、今後の私学助成に当たっては特段の配慮を強く要望する。

(陳情事項)

1 私立学校経常費補助金について

本補助金については、積算基礎である人件費を県職員給与カット率に準じてカットし、21~24年度の4年間において削減が行われることになっている。一方、制度の激変緩和措置により、21~23年度の3年間は大幅な削減は避けられるが、24年度にはこの緩和措置が切れるため、総額で9億2000万円を超える大幅な削減が行われることになる。

ついては、次の事項を強く要望する。

(1) 補助金算定に当たっては、知事等及び職員の給与の特例に関する条例に基づく減額措置を講ずる前の県職員給与(県人事委員会勧告に基づく給料表)を積算基礎としていただきたい。

(2) 激変緩和措置は24年度以降も延長していただきたい。

(3) 幼稚園は、職員給与部分が異なること、及び子育て支援、幼児教育が国の重点配慮分野であること等を勘案して、県職員給与カット率を適用しないなど削減について特段の配慮をお願いしたい。

2 岡山県私学振興財団補助金(退職金給付事業補助)及び日本私立学校振興・共済事業団補助金について
これら補助金は、私立学校の教職員の資質向上と福利厚生の実に大きな役割を果たし、ひいては私学の魅力あふれる教育、健全な学校運営の推進に欠かせないものである。

しかし、今回のプランでは、これらの補助金の各補助率を1000分の34.5から1000分の14、1000分の8から1000分の4とするという大幅な削減計画となっており、その削減は私立学校の運営にとって極めて大きな打撃となるものである。

また、今後、団塊世代の教職員退職者等が増加する中で、この補助金の削減が続けば、現在、私学振興財団が積み立てている退職手当資金に大幅な不足が生じ、今後の給付等に大きな影響を与えることとなる。

ついては、これら補助金の削減を行わないよう強く要望する。

執行部意見

(総務部総務学事課)

改革プラン素案では、本県の極めて厳しい財政状況を踏まえ、県職員の人件費削減に取り組むこととしたところであり、経常費補助金について、この取り組みに準じて見直すこととしたものである。また、共済事業及び退職金給付事業に対する補助は、他の府県の取り組みを参考に、見直しを行うこととしているものである。

最終的な方針の取りまとめに当たっては、私立学校の公教育における重要性に鑑み、私立学校の健全な経営が可能となるよう、議会をはじめ県民皆様のご意見を十分お伺いし、検討してまいりたい。

付託委員会名	総務委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の見 意	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第76号 (20.9.8)	岡山市大供 1-7-1 真実の歴史を学ぶ会 会長 瀬戸 保彦	天皇陛下御即位 20 年 奉祝行事開催について					

[請願の内容]

(陳情趣旨)

岡山県民は、いにしえより和気清麻呂公、児島高德公など尊皇の志あつた忠義の偉人を輩出しており、さらには今上陛下姉君順宮厚子内親王の池田家へのみこし入れの慶事を初めとして、皇室より殊のほか厚い御聖恩を賜っている。

また、平成 17 年の第 60 回国民体育大会「晴れの国 おかやま国体」秋季大会への天皇皇后両陛下の行幸啓、第 5 回全国障害者スポーツ大会「輝いて！おかやま大会」への皇太子殿下の行啓、秋篠宮同妃両殿下を初めとする皇族方の御来県を賜ったことは、私たち岡山県民にとって大きな喜びであり、皇室の御聖徳を仰ぐことができる真にありがたい機会をお与えいただき、感謝と感激にたえないところであった。

政府・国会においても、平成 21 年 11 月 12 日が即位の礼から満 20 年目に当たることを記念して、この日を臨時祝日とすることが検討されている。

我が岡山県においても天皇陛下御即位 20 年をお喜

び申し上げ、幅広く県民各層の祝意をあらわさせていただくために、中央での政府主催奉祝行事とは別に、岡山県を初めとして各市町村・各地域において、御即位 20 年を奉祝する行事を開催いただき、より多くの県民が祝意をあらわすことができる機会をおつくりいただくよう、衷心よりお願い申し上げます。

天皇皇后両陛下、皇室の弥栄を心よりお祈り申し上げるとともに、奉祝行事の実施を通じて、改めて日本国皇室のすばらしい歴史と伝統に衷心より感謝申し上げます。またとない機会であると存じ、格別の御理解と御協力を賜るよう切に希望する。

(陳情事項)

- 1 平成 21 年 11 月 12 日を中心として天皇陛下御即位 20 年奉祝行事が岡山県を初め各市町村において開催されること。
- 2 天皇陛下御即位 20 年をことほぎ、御健勝を祈り奉るため各市町村において奉祝記帳所が設置されること。

執行部意見

(総務部総務学事課)

天皇陛下御即位 20 年に際しては、本年 6 月、国内の各界を代表する方々の参集の下、「天皇陛下御即位 20 年奉祝委員会」が設立され、奉祝運動の気運が盛り上がりを見せており、本県からも知事並びに県議会議長が奉祝委員会の代表委員に就任しているところである。

こうした動きの中、国においても、奉祝事業の実施が検討されていくものと思われるが、県としては、今後の国の動きや方針等をみながら、御即位 10 年の際の対応状況、他県の動向等を見極めた上で、適切に判断し対応してまいりたい。

付託委員会名	総務委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要 旨	紹介議員	採 否	委員会の見 意	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第77号 (20.9.8)	岡山市浜1-2-3 日本をよくする岡山 県民の会 会長 吉田 敏一郎	天皇陛下御即位20年 奉祝行事開催について					

[請願の内容]

(陳情趣旨)

岡山県民は、いにしえより和気清麻呂公、児島高德公など尊皇の志あつい忠義の偉人を輩出しており、さらには今上陛下姉君順宮厚子内親王の池田家へのみこし入れの慶事を初めとして、皇室より殊のほか厚い御聖恩を賜っている。

また、平成17年の第60回国民体育大会「晴れの国おかやま国体」秋季大会への天皇皇后両陛下の行幸啓、第5回全国障害者スポーツ大会「輝いて！おかやま大会」への皇太子殿下の行啓、秋篠宮同妃両殿下を初めとする皇族方の御来県を賜ったことは、私たち岡山県民にとって大きな喜びであり、皇室の御聖徳を仰ぐことができる真にありがたい機会をお与えいただき、感謝と感激にたえないところであった。

政府・国会においても、平成21年11月12日が即位の礼から満20年目に当たることを記念して、この日を臨時祝日とすることが検討されている。

我が岡山県においても天皇陛下御即位20年をお喜

び申し上げ、幅広く県民各層の祝意をあらわさせていただくために、中央での政府主催奉祝行事とは別に、岡山県を初めとして各市町村・各地域において、御即位20年を奉祝する行事を開催いただき、より多くの県民が祝意をあらわすことができる機会をおつくりいただくよう、衷心よりお願い申し上げます。

天皇皇后両陛下、皇室の弥栄を心よりお祈り申し上げるとともに、奉祝行事の実施を通じて、改めて日本国皇室のすばらしい歴史と伝統に衷心より感謝申し上げます。またとない機会であると存じ、格別の御理解と御協力を賜るよう切に希望する。

(陳情事項)

- 1 平成21年11月12日を中心として天皇陛下御即位20年奉祝行事が岡山県を初め各市町村において開催されること。
- 2 天皇陛下御即位20年をことほぎ、御健勝を祈り奉るため各市町村において奉祝記帳所が設置されること。

執行部意見

(総務部総務学事課)

天皇陛下御即位20年に際しては、本年6月、国内の各界を代表する方々の参集の下、「天皇陛下御即位20年奉祝委員会」が設立され、奉祝運動の気運が盛り上がりを見せており、本県からも知事並びに県議会議長が奉祝委員会の代表委員に就任しているところである。

こうした動きの中、国においても、奉祝事業の実施が検討されていくものと思われるが、県としては、今後の国の動きや方針等をみながら、御即位10年の際の対応状況、他県の動向等を見極めた上で、適切に判断し対応してまいりたい。

私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書（案）

私立高等学校等（高等学校、中等教育学校、中学校、小学校及び幼稚園）は、建学の精神に立脚し、新しい時代に対応した特色ある教育を展開し、公教育の発展に大きな役割を果たしている。

しかしながら、私立高等学校等の経営は、少子化による生徒数等の大幅な減少等、従来に例を見ない厳しい状況に直面しており、私立高等学校等の存続をも大きく揺るがしている。

公教育の将来を考えると、公私相まつの教育体制が維持されてこそ、健全な発展が可能となり、個性化、多様化という時代の要請にもこたえ得るものである。

そのためには、教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立高等学校等の経営の健全性を高めていくことが強く求められている。

よって、国におかれては、教育基本法第8条及び教育振興基本計画の趣旨を踏まえ、現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持され、一層の充実を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

（提出先）

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
衆議院議長
参議院議長

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備など一定の成果を上げてきたところである。

しかしながら、過疎地域では、若年層の流出により人口減少や高齢化の進行が特に顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進む中で、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面しているが、これらに対応を迫られている地方の財政基盤は脆弱である。

過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有するとともに、食糧の供給、水源のかん養、国土の保全、地球温暖化の防止等の多面的かつ公共的機能を担っており、国全体の産業活動や国民生活を支えていることから、この地域を国民全体の財産として保全していくとともに、未来の世代に引き継いでいく必要がある。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は平成22年3月末をもって失効することとなるが、諸課題を抱える過疎地域の厳しい現状を踏まえ、過疎対策を国家的な課題として、ハード・ソフト両面にわたる総合的な対策を講ずることが必要である。

よって、国におかれては、新たな過疎対策法を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

（提出先）

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
衆議院議長
参議院議長

平成20年度 県・市町村防災対策研究協議会(第1回) の開催について

岡山県防災対策基本条例を踏まえ、東南海・南海地震をはじめ様々な災害による被害の軽減を目指して、「県・市町村防災対策研究協議会」を次のとおり開催し、災害時要援護者の支援対策について検討を行う。

1 日 時

平成20年9月29日(月) 13:30～15:30

2 場 所

ピュアリティまきび 2階「白鳥」
(岡山市下石井2-6-41)

3 検討事項

市町村災害時要援護者避難支援マニュアル作成の指針について

- ・災害時要援護者の把握
- ・情報伝達・避難誘導體制の整備
- ・避難所における支援等

4 協議会委員

学識経験者、防災関係機関、福祉団体の代表者等16名

県・市町村防災対策研究協議会 委員名簿

(五十音順16名)

所 属	職 名	氏 名
財団法人岡山県消防協会	副 会 長	安 藤 建 司
岡山県市長会	会 長	井 手 紘一郎
岡山大学大学院環境学研究科	教 授	大久保 賢 治
社団法人岡山県栄養士会	副 会 長	景 山 美津子
社団法人岡山県看護協会	常務理事	樫 原 美恵子
岡山県町村会	会 長	重 森 計 己
陸上自衛隊第13特科隊	隊 長	高 橋 弘 典
社会福祉法人岡山県社会福祉協議会	事務局次長	中 川 芳 子
岡山地方气象台	台 長	樋 口 俊 児
岡山県消防長会	会 長	藤 原 文 法
川崎医療福祉大学医療福祉学部医療福祉学科	教 授	保 住 芳 美
日本赤十字社岡山県支部	事務局長	山 田 宗 志
岡山県婦人防火クラブ連絡協議会	会 長	吉 岡 伸 子
岡山県生活環境部男女共同参画課	課 長	小 野 恵 子
岡山県警察本部警備課	課 長	寺 元 久 郎
岡山県総務部	危機管理監	長 井 龍 則

国土利用計画（岡山県計画）の改定について

この計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、県土の利用に関する基本的事項を定めたものであり、国土利用計画（市町村計画）等の基本となるものである。

本年7月に全国計画の改定がなされたことを踏まえ、現行の国土利用計画（岡山県計画）について、このたび第4次の改定を行うものである。

1 計画の構成

(1) 目標年次 平成29年（基準年次 平成18年）

(2) 項目

- ・ 県土の利用に関する基本構想
- ・ 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標
- ・ 目標を達成するために必要な措置の概要

(3) 概要 次ページのとおり

2 改定スケジュール（案）

平成20年2月 国土審議会が全国計画を答申
岡山県国土利用計画審議会（県計画の改定方針等を決定）
5月 岡山県土地利用調整会議（改定作業の協力依頼）
7月 全国計画の決定
9月 岡山県計画素案のとりまとめ
） パブリック・コメント実施
市町村及び岡山県国土利用計画審議会から意見聴取
平成21年2月 岡山県計画最終案のとりまとめ
3月 県議会議決

*岡山県計画策定・改定の経緯

- ・ 昭和52年3月 第1次計画（目標年次 昭和60年）策定
- ・ 昭和61年7月 第2次計画（目標年次 平成7年）改定
- ・ 平成8年12月 第3次計画（目標年次 平成17年）改定

国土利用計画（岡山県計画）改定素案について（概要）

◎改定方針

県土利用における現状と課題を踏まえ、国の国土利用計画や「新おかやま夢づくりプラン」との整合性を図りながら、県土利用の基本的事項等を改定するものである。
今回の改定では、中山間地域の役割を明記するとともに、「環境の保全」、「安全・安心の重視」、「協働による県土管理」を目標としている。

◎県土利用における現状

・人口・世帯数の減少などによる土地利用効率の低下

・自然災害の増加
・地球温暖化の進行
・心の豊かさへの意識の高まり

・人々の土地利用への関心の高まり



よりよい状態で県土を次世代に引継ぐ
持続可能な県土管理

◎県土利用の基本方針

土地需要の調整と有効利用

・都市における土地の高度利用や低未利用地の有効利用
・優良農用地、森林の確保と保全

県土利用の質的向上

・安全で安心できる災害に強い県土づくり
・人と自然が共生できる県土づくり
・美しくゆとりある県土づくり

総合的な県土管理

・多様な主体との協働による県土管理

◎地域類型別の基本方向

都市（人々が密集して生活・生産活動を展開している地域）

・既成市街地において、再開発等による土地利用の高度化
・自然的土地利用からの転換を抑制

農山漁村（自然的地域のうち人為的な影響が強い地域）

・優良農用地、森林の確保と保全
・中山間地域における都市との機能分担や交流・連携の促進

自然維持地域（自然環境の保全のために維持すべき地域）

・野生生物の生息地や景観を確保するための自然環境の保全・再生
・自然とのふれあいの場としての利用

◎利用区分別の基本方向と目標面積を達成するための措置

(単位：ha,%)

年次 利用区分	現行(第3次)計画				改定(第4次)計画(案)			
	17年目標	構成比	17年現況	構成比	18年現況	構成比	29年目標	構成比
農用地	81,800	11.5	73,400	10.3	73,100	10.3	69,900	9.8
農地	79,500	11.2	71,100	10.0	70,800	10.0	67,600	9.5
採草放牧地	2,300	0.3	2,300	0.3	2,300	0.3	2,300	0.3
森林	483,500	68.0	484,000	68.0	483,900	68.0	483,800	68.0
宅地	35,700	5.0	36,500	5.2	36,800	5.2	37,800	5.3
道路、河川等	110,500	15.5	117,300	16.5	117,400	16.5	119,800	16.9
合計	711,500	100.0	711,200	100.0	711,200	100.0	711,300	100.0

- ・現行計画において、農地は現況面積が目標面積を大きく下回った。森林は目標を達成している。
- ・改定計画においては、農地の減少幅を全国計画程度に抑制している。森林については大規模開発が沈静化し、今後もこの傾向が続くものと推計した。

○利用区分別の基本方向

農用地	森林	宅地
<ul style="list-style-type: none"> ・水源のかん養、美しい景観の形成など農業・農村の有する多面的機能の確保 ・耕作放棄地の発生防止等 	<ul style="list-style-type: none"> ・山地災害の防止や温暖化防止など公益的機能を高める森づくりを推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地について、生活関連施設の整備を進め良好な居住環境を形成

○目標を達成するための措置

県土の保全と安全性の確保 間伐による森林整備や保安林の管理、治山施設の整備を促進	環境の保全と美しい県土の形成 バイオマスエネルギー等の導入などによる低炭素社会の構築と環境負荷の低減
土地の有効利用の推進 民間企業へのリース等による農業参入や市民農園としての利活用等による農用地の有効利用	協働による県土管理 都市住民や企業による森づくり活動、住民参加による道路や河川の保全など多様な主体との協働による県土管理の推進

国土利用計画（岡山県計画）

～第四次～

（素案）

前文	1
第1 県土の利用に関する基本構想	2
1 県土利用の基本方針	2
2 地域類型別の県土利用の基本方向	4
3 利用区分別の県土利用の基本方向	5
第2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	7
第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	8
1 国土利用計画法等の適切な運用	8
2 地域整備施策の推進	8
3 県土の保全と安全性の確保	9
4 環境の保全と美しい県土の形成	9
5 土地利用の転換の適正化	10
6 土地の有効利用の推進	11
7 協働による県土管理の推進	12
8 県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発等	13

前 文

この計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、岡山県の区域における国土（以下「県土」という。）の利用に関する基本的事項を定めた計画であり、岡山県土地利用基本計画及び県下の市町村がその区域について定める国土の利用に関する計画の基本となるものである。

第1 県土の利用に関する基本構想

1 県土利用の基本方針

県土の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

本県は、瀬戸大橋をはじめ高速道路網や鉄道網、空港、港湾などの交通基盤が充実し、陸海空の高速交通の結節点となっており、人的・物的交流の拠点として一層の飛躍が見込まれる。このため、その優位性を活かし長期的な視点に立った土地利用が求められている。

(1) 県土利用における現状と課題

(ア) 人口減少社会の到来と急速な少子高齢化の進展の中で、市街地の拡大傾向が弱まるとともに、人口密度の低下が進むことが見込まれる。

都市地域においては、一部の利便性の高い地区での人口増加の一方、それ以外の地域では人口減少が予想され、中心市街地の空洞化、虫食い的な低未利用地の増加などにより、全体として土地利用の効率の低下などが生じている。

このような状況から、農地から宅地への転換など地目間の土地利用転換は鈍化しているものの、地区によっては土地の収益性や利便性に対応した新たな集積なども見込まれるため、土地需要の調整や効率的利用の観点から、引き続き県土の有効利用を図る必要がある。

(イ) 近年の災害の増加、被害の甚大化の傾向や、東南海・南海地震発生への懸念に加え、都市における諸機能の集中やライフラインへの依存の高まり、中山間地域等における農地や森林の管理水準の低下や地域コミュニティの弱体化などが進行している。

また、地球温暖化の進行や地球規模での生態系の危機等、自然環境への負荷の増大に伴って生じる諸問題への対応が切実なものとなっている。

さらに、里地里山をはじめとする美しい農山漁村の保全、水や緑の豊かな都市空間の創出など、自然とのふれあいや心の豊かさ等に対する志向が高まっている。

こうした中、自然と共生した潤い豊かな社会の形成を目指すため、美しくゆとりある県土利用をさらに進め、県土利用の質的向上を図ることが特に重要となっている。

(ウ) 人々の価値観やライフスタイルの多様化の中で、宅地や建物、道路、緑地など個々の土地利用を一連のものとしてとらえて快適性や安全性を考えていこうとする意識が高まっている。

また、交通網の発達などによって人々の行動範囲が拡大する中で、例えば、都市近郊での大規模集客施設の立地と既存中心市街地での低未利用地の増加が連動するなど、特定の土地利用が他の土地利用と相互に関係する状況が見られる。

このため、地域の様々な土地利用をそれぞれ別個のものとしてとらえるのではなく、土地利用の相互関係の深まりや多様な主体の関わりの増大などを踏まえ、県土利用について総合的にとらえていくことの重要性が高まっている。

(2) 県土利用の基本方針

今後の県土の利用に当たっては、前述の県土利用をめぐる現状や課題を踏まえ、限られた県土資源の有効利用と適切な維持管理を図ることにより、県土をより良い状態で次の世代へ引き継ぐ「持続可能な県土管理」を行うことが重要である。

(ア) 宅地や道路などの都市的土地利用については、県民生活の向上や経済活動の展開を考慮し、自然との調和、土地の高度利用、低未利用地の有効利用の促進等により、計画的に良好な市街地の形成と再生を図る。

他方、農用地や森林、河川など自然環境の保全のために維持すべき自然的土地利用については、地球温暖化防止、水や大気といった自然循環システムの維持、食料の安定供給の確保、生物多様性の確保*等の多面的な機能に配慮しつつ、適正な保全と利用を図る。

土地利用の転換については、転換された土地利用の復元が容易でないことや自然環境に与える影響等を考慮し、慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。

*生物多様性の確保・・・多くの生物や生息環境が健全な状態で保全されていること

(イ) 県土利用の質的向上に関しては、①安全で安心できる県土利用、②循環と共生を重視した県土利用、③美しくゆとりある県土利用の三つを基本とする。

① 安全で安心できる県土利用

災害に対する地域ごとの特性や被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方を踏まえた適正な県土の利用を基本とし、被害拡大の防止や復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、ライフラインの安全性の向上、河川の改修、砂防設備や治山施設の整備などによる水系の総合的管理、農用地や森林の管理保全による県土保全機能の向上等を図ることにより、災害に強い県土づくりを進めていく必要がある。

② 循環と共生を重視した県土利用

地球温暖化防止対策をはじめとする地球環境の保全は人類共通の課題であり、健

全で恵み豊かな環境を次の世代へ継承するため、環境への負荷の低減、地球環境保全の推進により、人と自然とが共生する持続的発展が可能な県土利用を進める必要がある。

③ ^{うるわ}美しくゆとりある県土利用

地域の豊かな自然、美しい農山漁村・都市景観、歴史的まちなみ等の人や自然の営みを次の世代に引き継ぐためにも、潤い豊かで個性ある景観の保全・形成等を進め、地域が主体となってその魅力や資源を守り育み、その質を総合的に高めていくことが重要である。

このため、棚田や里地里山の保全、水や緑に親しむ都市空間^{うるわ}の整備、歴史的・文化的風土の保存等を進め、自然的・社会的条件等を踏まえた美しくゆとりある県土利用を進める。

(ウ) 土地利用をめぐる様々な関係性の深まりや多様な主体の関わりの増大を踏まえ、地域においては、県土利用の基本的な考え方についての合意形成を図り、それぞれの地域の実情に即した取組を行う必要がある。

また、人口減少や農林業の担い手不足等により県土の管理能力の低下が懸念される中で、国や県、市町村、所有者による管理に加え、都市住民や企業・NPO等多様な主体による森づくりや農地の保全等、県民一人一人がその一翼を担う協働による県土管理を促進していく必要がある。

2 地域類型別の県土利用の基本方向

都市、農山漁村及び自然維持地域の県土利用の基本方向は、以下のとおりとする。

(1) 都市（人々が密集して生活・生産活動を展開している地域）

人口減少と高齢化の進展等により、市街地における人口密度の低下などが予想されることから、これを環境負荷の少ない、豊かで暮らしやすい都市形成のための好機ととらえ、安全でゆとりある都市環境を整備することが重要となっている。

このため、日常生活に必要なサービスを身近な生活圏において確保することができるまちづくりを推進する。既成市街地においては、再開発等により土地利用の高度化を図るとともに、低未利用地の有効利用を促進する。

また、都市と周辺の農山漁村の相互の機能分担、交流・連携を促進するとともに、新たな土地需要がある場合には、農用地や森林を含む自然的土地利用からの転換は抑制することを基本とし、既存の低未利用地の再利用を優先させながら、効率的な土地利用を図る。

あわせて、美しいまちなみ景観の形成、^{うるわ}豊かな居住環境・緑地及び水辺空間に配慮した自然環境の再生・創出などにより、美しくゆとりある環境の形成を図る。

(2) 農山漁村（自然的地域のうち人為的な影響が強い地域）

優良農用地及び森林を確保し、その整備と利用の高度化のため、地域住民を含む多様な主体の参画や、農業生産条件が不利な地域においてはその是正のための取組等を推進する。

特に中山間地域における農山漁村においては、過疎化、高齢化が進み、集落の担い手不足による耕作放棄地の増加や森林の荒廃、農林水産業における生産活動の低下等による公益的機能の弱体化、さらには貴重な伝統文化の消滅、地域コミュニティの崩壊の危機といった様々な問題が生じている。一方で、中山間地域は食料や水の供給地として重要な役割を有し、県民の憩いと安らぎの交流空間としての役割を担っており、都市との機能分担や交流・連携を促進することにより、県土の適切な管理と保全を図る。

(3) 自然維持地域（自然環境の保全のために維持すべき地域）

原生的な自然やすぐれた自然の風景地、また、野生生物の重要な生息・生育地となっており、生物の多様性を確保する観点から適正に保全することが必要である。

このため、自然環境が劣化している場合には再生し、野生鳥獣の保護と被害対策、外来生物の侵入防止の推進により、野生生物の生息・生育空間の確保を図る。

さらに、自然体験型の環境学習など自然とのふれあいの場としての利用を図る。

3 利用区別の県土利用の基本方向

県土の利用区分は、農用地（農地、採草放牧地）、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地（住宅地、工業用地等）、その他とし、利用区別の県土利用の基本方向は、次のとおりとする。

なお、各利用区分を別個にとらえるだけでなく、安全で安心できる県土利用、循環と共生を重視した県土利用、美しくゆとりある県土利用といった横断的な観点や相互の関連性に十分留意する必要がある。

(1) 農用地

農用地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、農業が将来にわたり持続的かつ安定的に発展するよう、効率的な利用と生産性の向上に努める。また、農産物の長期的な需給動向を考慮し、県内の農業生産力の維持強化に向け必要な農用地の確保と整備を図るとともに、とりわけ近年大きな課題になっている耕作放棄地の発生防止や既存の耕作放棄地の復元に努める。

また、食料の安定供給をはじめ、県土・自然環境の保全、水源のかん養、美しい景観の形成、地域文化の伝承等、農業・農村の有する多面的機能が適切に発揮されるよう努める。

市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成の観点から、保全を視野に入れ計画的な利用を図る。

(2) 森林

人々の意識が快適で安心できる暮らしや心の豊かさを重視する方向へと変化している中、木材などの生産、水源のかん養、山地災害の防止、地球温暖化の防止などの多面的な役割を果たしている森林の役割が改めて見直されている。このため、森林の持つ公益的機能を高める森づくりを推進し、より健全で豊かな姿を次の世代に継承できるよう努める。

さらに、原始的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図る。

(3) 原野

原野のうち、湿原、水辺植生、野生生物の生息・生育等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から、保全を基本とし、劣化している場合は再生を図る。

(4) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、河川氾濫地域における安全性の確保、農業用排水施設の整備等に必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

また、整備に当たっては、流域の特性に応じた健全な水循環系*の構築等を通じ、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境、うるおいのある水辺環境、都市における貴重なオープンスペース等多様な機能の維持・向上を図る。

*健全な水循環系・・・流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと環境の保全に果たす水の機能が、適切なバランスの下に、ともに確保されている状態

(5) 道路

一般道路については、経済活力の向上や広域的な交流・連携による豊かな地域づくりを促進するため、施設の適切な維持管理を通じて持続的な利用を図るとともに、整備に当たっては、安全性、快適性等の向上や環境の保全に十分配慮しながら、必要な用地の確保を図る。都市においては、道路緑化の推進等沿道環境に配慮し、良好な環境の保全・創造に努める。中山間地域における農山漁村においては、医療や福祉、教育、文化施設と集落を結ぶ日常生活に密着した道路を地域の实情に合わせて整備する。

また、農道及び林道の整備に当たっては、自然環境の保全と調和に十分配慮する。

(6) 宅地

住宅地については、快適で豊かな住生活の実現や秩序ある市街地形成のため、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、良好な居住環境の形成を図る。特に都市地域においては、土地利用の高度化や低未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保、道路の整備など、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保を図る。

工業用地については、環境の保全等に配慮し、グローバル化・情報化の進展等に伴う産業の高付加価値化や構造変化、さらには地域産業活性化の動向等を踏まえ、工業生産に必要な用地の確保を図る。

商業用地などその他の宅地については、市街地再開発等による土地利用の高度化、中心市街地における商業の活性化並びに良好な環境の形成に配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。

また、郊外の大規模集客施設については、都市構造への広域的な影響や地域の合意形成、地域の景観との調和を踏まえた適正な立地を図る。

(7) その他

その他は、前述の利用区分に該当しないもので、文教施設や公園緑地、都市の低未利用地、耕作放棄地等である。

都市の低未利用地については、再開発用地や防災・自然再生のためのオープンスペース、公共用施設用地、居住用地、事業用地等としての再利用を図る。耕作放棄地については、所有者等による適切な管理に加え、市民農園等都市住民による利活用など、多様な主体の参加を促進することなどにより、農用地としての活用を積極的に図るとともに、それぞれの地域の状況に応じた有効利用を図る。

第2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

県土の利用区分ごとの規模の目標については、目標年次を平成29年、人口と世帯数をそれぞれ190万人、73万世帯と想定し、次表のとおりとする。なお、目標の数値については、今後の経済社会の動向により変動する可能性がある。

表 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：ha, %)

年次 利用区分	基準年次 平成18年	目標年次 平成29年	構成比	
			18年	29年
農用地	73,100	69,900	10.3	9.8
農地	70,800	67,600	10.0	9.5
採草放牧地	2,300	2,300	0.3	0.3
森林	483,900	483,800	68.0	68.0
原野	3,500	3,500	0.5	0.5
水面・河川・水路	31,000	31,200	4.4	4.4
道路	28,600	29,200	4.0	4.1
宅地	36,800	37,800	5.2	5.3
住宅地	21,200	21,600	3.0	3.0
工業用地	5,400	5,600	0.8	0.8
その他宅地	10,200	10,600	1.4	1.5
その他	54,300	55,900	7.6	7.9
合計	711,200	711,300	100.0	100.0
(参考)市街地	19,800	19,800	—	—

注 1) 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。

2) その他宅地は、主に商業用地や官公署用地等である。

3) その他は、県土面積から各利用区分の面積を差し引いたものである。

4) 平成18年欄の(参考)市街地面積は、平成17年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

第2に掲げる事項を達成するためには、公共の福祉を優先させるとともに、それぞれの地域の独自性を踏まえた土地利用が図られるよう努める必要がある。

1 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用や、本計画及び県・市町村の土地利用に関する計画により、土地利用の計画的な調整を推進する。

2 地域整備施策の推進

地域の個性や多様性を活かしつつ、地域間の機能分担と交流・連携を図ることにより、地域の特性に応じた地域整備施策を推進し、都市及び農山漁村における生活環境や自然環境を含めた総合的環境の整備を図る。

3 県土の保全と安全性の確保

県土の保全と安全性の確保のため、災害に強い県土づくりを推進する。

(1) 県土の保全

風水害、高潮、地震等への対応に配慮し、河川の流域全体の土地利用の調和を図りつつ、水系ごとの治水施設の整備や海岸保全施設など県土保全のための施設整備を推進する。

(2) 森林機能の向上

森林の持つ水源のかん養、山地災害の防止といった公益的機能の向上を図るため、河川の流域を基本的な単位とし、間伐等による森林の整備、保安林の適切な管理及び治山施設の整備等を進める。

このため、林業・木材産業の強化のため林業の担い手の育成を図るとともに林道の整備や高性能の機械の導入等を進める。あわせて、森づくりへの県民の理解と参加、山村における生活環境の向上を図るなど、森林管理のための環境を整備する。

(3) 県土の安全性の向上

基幹的交通や通信ネットワークの代替性の確保等を図るとともに、ライフラインの安全性の向上、オープンスペースの確保、危険地域についての情報の周知を図る。

4 環境の保全と^{うるわ}美しい県土の形成

(1) 低炭素社会の構築

地球温暖化防止対策を推進するため、良好な大気の保全、太陽光・バイオマス等の新エネルギーの導入、都市における環境改善のための緑地・水面等の効率的な配置、公共交通機関の利用促進などに取り組み、環境負荷の小さな経済社会の形成に向けた適切な土地利用を図る。

また、二酸化炭素の吸収源となる森林や都市等の緑の適切な保全・整備を図る。

(2) 循環型社会の形成

循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを一層進めるとともに、発生した廃棄物の適正な処理を行うため、環境の保全に十分留意しつつ、必要な用地の確保に配慮する。

(3) 生活環境の保全

生活環境の保全を図るため、騒音等の著しい交通施設等の周辺において、緑地帯の設置、建築物等の適切な配置等により土地利用の適正化を図る。

また、居住系、商業系、工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用を進め、必要

に応じて緩衝緑地の整備を行う。

(4) 健全な水循環系の構築

農用地や森林の適切な維持管理、生活排水等の浄化の推進、水辺地等の保全による河川、湖沼及び沿岸域の自然浄化能力の維持・回復を図ることにより、健全な水循環系の構築を図る。

特に、児島湖をはじめ湖沼等の流域における水質の保全のため、生活排水等による汚濁負荷の削減対策に努める。

(5) 自然環境の保全

ブナの原生林や天然杉などが生育している原生的な自然や、野生生物の生息・生育に適し、景観のすぐれている自然については、規制等により適正な保全を図る。二次的な自然*については、農林業の振興とこれに伴う施設整備、さらに民間・NPO等による保全活動の促進を通じて自然環境の維持・形成を図る。自然が劣化・減少した地域については、それぞれの地域の特性や状況に応じて自然の再生・創出を図る。

この場合、いずれの地域においても、生物の多様性を確保する観点から、外来生物の侵入防止や生態系の維持に配慮する。

*二次的な自然・・・里地里山を構成する水田やため池、雑木林、採草放牧地など人が手を加えることによって管理・維持されてきた自然

(6) 歴史的・文化的風土の保存等

歴史的・文化的風土の保存、文化財の保護等を図るため、開発行為等の規制と誘導を行う。

また、地域特性を踏まえた計画的な取組を通じて、都市においては、美しいまちなみや緑地・水辺の創出、農山漁村においては、棚田や里山などの保全により景観の維持・形成を図る。

(7) 大規模な開発行為等における環境への配慮

大規模な開発を行う場合には、事業の特性を踏まえて計画段階において環境影響評価を実施することなどにより環境への影響に十分に配慮し、土地利用の適正化を図る。

5 土地利用の転換の適正化

(1) 自然的・社会的条件の勘案

土地利用の転換を図る場合には、その影響に十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行う。

(2) 森林の利用転換

森林の利用転換を行う場合には、森林の保続培養*に留意し、災害の発生、環境の悪化等公益的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図る。

*森林の保続培養・・・現存の森林資源の合理的、計画的な維持改善

(3) 農用地の利用転換

農用地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観等に及ぼす影響に留意し、農用地以外の土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し優良農用地の確保を図る。

(4) 大規模な土地利用の転換

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全と安全性の確保や環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図る。

また、地域住民の意向等地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、市町村の基本構想など地域づくりの総合的な計画等との整合を図る。

(5) 混住化の進行する地域等における土地利用の転換

農用地や宅地が混在する農山漁村において土地利用の転換を行う場合には、土地利用の混在による弊害を防止するため、関係する制度の的確な運用等により農用地と宅地相互の土地利用の調和を図る。

6 土地の有効利用の推進

(1) 農用地

農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、担い手への農用地の利用集積を促進する。また、利用度の低い農用地の有効利用を図るため、農業生産法人以外の法人へのリース方式による農業参入や都市住民による市民農園としての利活用等、地域の実情にあった必要な措置を図る。

(2) 森林

森林の公益的機能を高めるため、間伐の推進、広葉樹林・針広混交林への誘導を図り、健全な森林を育成するとともに、林業の持続と発展を図る。

また、美しい景観や自然とのふれあい、癒しの場として価値の高い森林については、森林環境教育やレクリエーション利用の場として総合的な利用を図る。加えて、森林の整備や地球温暖化防止のため、県産材の積極的な利用及び木質バイオマスの利活用を促進する。

(3) 水面・河川・水路

治水・利水の機能や生物の多様な生息・生育環境の維持のために必要な水量・水質の確保や整備を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成を図る。

(4) 道路

道路整備に当たっては、公共・公益施設の共同溝への収容、電線類の地中化、道路緑化等を推進し、良好な道路景観の形成と有効利用を図る。

(5) 住宅地

安全・安心で美しく豊かな居住環境の整備を促進する。また、中心市街地における既存の住宅ストックの有効利用などによる街なか居住の促進や、耐久性に優れた住宅の普及等による住宅の長寿命化などを通じて持続的な利用を図る。

(6) 工業用地

戦略的な企業誘致活動等により、既存の工業団地のうち未分譲地等の利用促進を図るとともに、次世代の成長産業を見据えた工業用地の整備を進める。

(7) その他

耕作放棄地については、県土の有効利用並びに県土及び環境の保全のため、周辺土地利用との調整を図りつつ、担い手への利用集積等による営農の再開や市民農園、景観作物の植栽等による保全管理により、農用地としての活用を積極的に促進するとともに、農地への復元が著しく困難な土地については、豊かな自然環境の保全・回復に配慮し、森林への転換等農用地以外の有効利用を図る。

また都市地域における低未利用地については、県土の有効利用及び良好な都市環境の形成のため、計画的かつ適正な活用を促進する。

7 協働による県土管理の推進

土地所有者以外の者が県土の管理に参加することにより、県土の管理水準の向上など直接的な効果だけでなく、地域への愛着のきっかけや、地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起などの効果が期待できる。

このため、国、県、市町村や土地所有者等による適切な管理に加え、都市住民や企業・NPO等多様な主体による森づくり活動や農地の保全管理活動への参加、地産地消の推進による優良農用地の確保、住民参加による道路や河川の保全など、土地所有者、地域住民、行政、他地域の住民等多様な主体が様々な方法により県土の適切な管理に参画していく「協働による県土管理」を推進する。

8 県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発等

県民の県土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、国土調査や土地基本調査等県土に関する基礎的な調査を推進し、その総合的な利用及び調査結果の普及・啓発を図る。

また、今後の県土の利用をめぐる経済社会の大きな変化を踏まえ、概ね5年後に本計画の総合的な点検を行う。